

# 組合だより

第151号  
3月22日  
2012年

発行所 岡山大学職員組合  
〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1  
電話 086-252-1111 (代) (内線) 7168  
直通・Fax. 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp)

## 人事院勧告に準拠したマイナス0.23% 給与引き下げ案について団体交渉 (2012年3月13日)

人事院勧告に準拠した給与引き下げを4月1日より実施するという提案に対し、岡山大学職員組合は2012年3月13日13時から約1時間、団体交渉を行いました。住野執行委員長以下、笹倉、大嶋、藤原の副執行委員長が組合側代表として、許(ほう)理事と事務局担当者が使用者側代表として出席しました。

法人化後、国立大学法人の教職員は非公務員化されて、人事院規則の適用外となり、就業規則、その一部である給与規程等は個々の法人における労使交渉により自主的に決定される制度となっています。また、国立大学法人の教員平均給与は私立大学よりも低く、職員給与は国家公務員よりも10%以上低くなっています。したがって、岡山大学が人事院勧告に準拠して給与引き下げをする根拠はありません。にもかかわらず給与削減を強行するのであれば、それなりの代償措置があつてしるべきです。



近日中に「国家公務員の給与の改訂及び臨時特例に関する法律」に準拠し、国家公務員と同様に平均7.8% (人事院勧告分を含め) の給与削減が提案されることでしょうか。岡山大学職員組合では、給与削減問題・労働条件改善について今後も交渉を行います。ご意見・ご要望をお寄せください。

### 平成23年人事院勧告(国:平成24年3月1日実施)概要

#### ◎月例給は引き下げ・ボーナス改定見送り

平均年間給与 ▲1.5万円(▲0.23%)

→ 国家公務員が民間給与を上回るマイナス較差(▲0.23%)解消のため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に俸給表を引き下げ改定

#### ◎給与構造改革における経過措置額(H18.3.31の現給補償の取扱い)

平成26年3月末で経過措置廃止

#### ◎昇給号俸回復

\*経過措置額の自然減少分を原資に用いて

若年・中堅層中心に、給与構造改革実施のため抑制されてきた昇給を回復

#### ◆平成24年4月1日における号俸の調整

平成24年4月1日時点で36歳未満で、人事院規則で定める者 → +1号俸

同時点で30歳未満で、人事院規則で定める者 → +2号俸

#### ◆平成25年4月1日、平成26年4月1日における号俸の調整

それぞれの時点で人事院規則で定める者 → +1号俸, +2号俸

#### ◎岡山大学:平成24年4月1日実施予定

## 団体交渉報告

2012年3月13日13時から約一時間行なった団体交渉のポイントを取り上げ、報告します。

- ・0.23%の削減だが、実際に削減されるのは40歳代以上であり、若年層ではこれまで抑制されていた昇給が実施されるので、実質的には給与増加が見込める。
- ・平成18年に実施された給与構造改革における経過措置（いわゆる現給保障）が平成26年3月までで廃止となる。
- ・不利益遡及は行わない。つまり、平成23年度分の給与に遡っての削減はしない。

基本的には人事院勧告と同じですが、不利益遡及を行わない点が異なります。岡山大学では法人化以降、不利益遡及を行ったことがありません。これは、粘り強く団体交渉を続けてきたこれまでの組合活動の成果が反映されたものと言えます。



### 半数の教職員が平均 35,300 円給与削減 1/5が平均 34,600 円増額

現在、岡山大学の教職員数は約2600人ですが、今回の給与引き下げでは、そのうち約1300人が対象者となります。平均で年間一人35,300円の削減、最高額の人で年間44,400円削減されることとなります。一方、昇給の回復措置によって4月で昇給となる人は約560人、平均一人当たり34,600円増額となります。

組合側としては、世論は国立大学教職員の給与削減を望んでおり、人事院勧告に準拠せざるを得ないという大学側の姿勢は納得できませんが、若年層には給与増額が見込まれ、代償措置を検討するというところで、合意しました。

### 現給補償について

平成18年に実施された俸給表の見直しでは、非常に幅の大きな給与削減であったため、その変化を緩和すべく、その当時在籍していた職員には俸給表はさがってもその当時の給与額を補償するいわゆる現給補償が行なわれています。毎年の昇級

により俸給表の金額がその当時の支給額に達するまで差額を補填する制度です。

平成24年3月の時点でこの現給補償を受けている職員は393人、実際の支給額と俸給表との差額は平均一人当たり年間249,000円、最高額の人では年間700,000円になることが今回の団体交渉で明らかになりました。2年後には現給補償の対象者は250人程度とされています。この対象者にとっては、現給補償の廃止は非常に大きな減額となります。現給補償の廃止に対してなんらかの緩和策を講じること、また、実際に自分が現給補償を受けていることを認識していない職員もいることが予想できるので、十分な周知を行うことを組合として要求しました。大学側は緩和策に関しては難しいけれども周知については徹底することを約束しました。



### 就業規則の不利益変更に関する手続きを確認

今回、組合による団体交渉や職場代表委員会が開催されるより前の2012年3月7日の時点で、「平成24年4月1日付け給与改定について」とのメールが本部人事課から各部局人事担当者に送られました。内容としては今回大学側が提示した給与改定案を周知させるようにということでしたが、メールの文面が、この内容がすでに決定したものと受けとることも可能なものでした。

そこで、このような不利益変更に関しては、組合との交渉や職場代表委員会を経なければならないことを再度確認しました。大学側は組合との団体交渉を事前にきちんと行うことと、今後このような場合には文面に配慮することを約束しました。

### 不利益変更に伴う代償措置について継続協議

今回のような労働者にとっての不利益変更においては、その不利益を緩和するための代償措置を設けることが適当です。0.23%の給与引き下げによって約4600万円が捻出され、昇級回復によって約2000万円が使われます。したがって、約2600万円が大学に残ることとなります。

今回の団体交渉では、大学側の提案から実施予

定まで期間が短いため、組合として具体的な代償措置をまとめることができませんでした。12月の団体交渉で要求した労働条件の改善も考慮に入れつつ具体的な代償措置については引き続き協議していくことで大学側と合意しました。



### 組合としての今後の対応について

今回は人事院勧告に対応する給与改定でしたが、近日中に国家公務員給与臨時減額措置に対応する給与改定が行われる可能性が大了。

3月13日現在、臨時特例法案は震災対応を目的に議員立法で可決され、政府の予算案は衆議院で可決されています。可決された予算案では大学への運営費交付金は臨時特例法案に基づく削減はされていません。ですから、この予算案がそのまま成立すれば、大学側が給与を削減するという根拠は希薄になります。大学側は、現時点では補正予算などで運営費交付金が減らされる可能性も否定できないとしています。今後も情報が得られればそれを共有していくということで合意しました。

### 全大教の取組に連動して

なお、我々が団体交渉を行なった3月13日に全国大学高専教職員組合（全大教）は、民主党に対し「国家公務員給与の臨時特例を国立大学法人等へ波及させないことを求める要望書」を提出しました。対応した池口修次民主党企業団体対策委員長は次の2点を明言したとのことです。

- 1) 今回の法律では、自民党、公明党からの要請を受け、地方公務員の給与について「自主的かつ適切に対応」するとした。しかし、地方への交付金を減額するような話はない。地方をやらなくて、国立大学等への運営費交付金だけを減額することはない。新年度に入って運営費交付金の予算を削るといこともないだろう。
- 2) 国立大学等に対して、国の臨時特例と同様の給与減額を「波及させる」とか「波及させない」とか言える立場ではない。あくまでも、それぞれの労使関係の中で労使交渉という自主的交渉で検討頂きたい。運営費交付金を削るというようなやり方で圧力をかけるようなことはしない。

また、3月8日に文部科学省大臣官房長名で各国立大学法人等に対し発せられた事務連絡文書でも「法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、貴法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請いたします」（下線は引用者）としています。

（書記長代理 笹倉万里子）

## 12月団体交渉に基づく確認事項

12月に実施され、「組合だより150号」で詳細をお伝えした今年度1回目の団体交渉について、大学側と確認書を交わしました。ご参照下さい。

岡山大学職員組合（以下組合）と国立大学法人岡山大学（以下法人）は、2011年12月26日にもたれた、労働組合法第六条にもとづく団体交渉結果を以下のよう確認する。

組合の要求に対し、法人は次のように回答した。

1. 国家公務員給与臨時減額が決定された場合の法人としての対応方針について
2. 法人としての国家公務員給与臨時減額に準拠した措置をとろうとするのであればその合理的な説明と誠実な団体交渉を実施することについて

震災復興の財源として国家公務員給与臨時減額が決定された場合は、国立大学法人にもその対応を求められるため、使用者側である岡山大学法人は原則として国家公務員給与臨時減額に準拠する方針ではあるが、他の国立大学法人の動向及び本学の運営交付金の状況を踏まえて独自の方策も検討し、実施にあたっては、職員組合との団体交渉及び職員代表委員会の開催をし、誠意をもって対応する。

3. 新しい執行部のもとでの労働条件・大学運営体制の改善について
  - a 非常勤職員の雇用期限の撤廃について
    - 1 非常勤職員の雇用期限を撤廃し、一律「雇止めなし」とすること
    - 2 非常勤職員と特別契約職員の雇用期間を通算するという運用を見直すことについて

大学の方針は有期雇用の年限は6年である。

2については、人材活用の観点、メリット、デメリットを踏まえ、引き続き検討する。

- b 教員個人評価システムの改善について
  - 1 学内規定に評価体制の第三者評価を行うことが明記されているにもかかわらずこれまで実施されていない教員評価そのものの第三者評価を実施することについて

大学としては教員個人評価の評価体制・制度そのものについての第三者評価を規定したものではないという見解であるが、教員個人評価の評価体制・制度の改善は必要であるため、学内関係者による点検を行い、もう少し成熟した段階で第三者評価の実施を検討したい。

- 2 全理事の評価を実施し、公開することという要求について

理事の評価は実施しており、個人情報にかかわる部分は公開できないが、そのシステムや活動状況を周知させることは、職員に親近感をもたせ、職場の意思疎通を改善すると思われ、その点に関しては実施を検討する。

- c 夜間労働、女性職員等に関する労働条件の改善について
- 1 看護師等の夜間勤務手当を同規模の国立学病院(京都大学、東京大学、神戸大学等)と同程度にすることについて

他大学の動向をふまえ、今後検討する必要はあるが、2011年度に調整額が改訂されたことをふまえ、2012年度以降については看護師の増員が最重要事項となっており、現時点では検討できる段階にはない。

- 2 女性職員に対する産前休暇を全学にわたり附属学園と同等の8週間とすること
- 3 参観日や病气介護等の子どものための特別休暇を、県職員と同等にすることについて

岡山県教育委員会との交流人事を円滑に行うため、産前休暇をはじめとして岡山県に準じた特例を設けている。要望については、関係法令や国家公務員の制度の動向を踏まえ、適用範囲拡大を引き続き検討する。特別休暇については、附属学校園教員を中心に検討する。

- 4 鹿田地区職員の駐車料負担を津島地区と同等とすることについて

鹿田地区の特有の事情があり、同等な取扱いは難しい。

質問・交渉事項の発端となった、料金を改定する際の職員への周知については、担当に伝え、改善を求める。

2012年3月5日

国立大学法人岡山大学学長

森田 潔 

岡山大学職員組合執行委員長

住野 好 久 

## 岡山大学が子育て応援宣言企業として 岡山県知事賞を受賞



岡山大学は、子育て支援に対し独自性、先進性のある取り組み内容を宣言し、その実現に向けて積極的に取り組むとして、2012年2月21日、県知事賞を受けました。評価されたのは子育てに配慮した環境の整備、男性の育児参加支援ということで、ダイバーシティ推進本部次世代育成支援室の取り組みです。具体的には、妊娠・出産・育児に関する諸制度を紹介したホームページ、保育所、病児・病後保育施設、学童保育、イクメンサポーター登録等です。

これらは次世代育成支援室が取り組んだものですが、その実現に組合の果たした役割も小さくありません。

岡山大学の取り組みは、岡山知事には先進的な取り組みとして評価されてはおりますが、実際のニーズにはまだまだ十分応えているとは言えません。保育所も学童保育所も希望者が定員を上回り、入所を断らなければならない状況にあります。男性の育児参加も一昔前に比べればかなり進み、中には育児の大半を担う男性もおられますが、多くの場合、育児はまだまだ主に女性が担っている状況です。この受賞を機にさらに子育て支援が進むことを期待します。これらに関してのご意見がありましたら是非組合にお寄せください。

(笹倉万里子)



### 無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：竹内真理 法学部准教授 内線 7472

新村容子 文学部教授 内線 7411

## 全大教病院協議会総会に出席して

医学部職員組合：小河達之(歯学部)

2月4日・5日の両日東京・神田で開催されました。全国からの出席があり、各大学の動きや待遇面での悩みなどがぶつけられました。

どの大学も組合の中心が看護師であることが多く、看護師に対する動きや報告が中心であったのですが、組合も病院で働く教員や他の医療職種にも目を向ける必要があると考えた2日間でした。



給与面では各大学とも一時的な手当の改善に集中し、基本となる俸給の差はまったく埋まる方向に無い点などが問題視された。国の医療関係職に対する報酬アップを求めつつ、公務員準拠での賃下げを要求するという全く矛盾した状況の中で、医療職員や医療行為に参加する教員の俸給表そのものを見直されることこそ、人材確保という面からも、職場への定着の面からも重要であることが話されました。

また、今回の会議では休日の確保の問題も議論の対象となりました。

大学として一斉休業するが、その代りの休暇を消化しにくいといった意見もありつつ、一斉休業に併せて1日外来の休診する病院もあり、一斉休業についても休暇取得状況や取り方取らせ方と合わせて情報の交換が必要だと認識させられました。

組合そのものの問題として、活動や運動をするごとに、組合員が減っていく問題が取り上げられました。新人組合員確保をしても定着しないことや、「バレンタインデーのチョコレートの販売の案内」を配りに行ったタイミングで、脱退の申し出があった例などが報告されました。

組合が果たす役割が十分に伝わらないままで、対象者は組合だけではなく職場も去っていく現状についてどの様な対策が考えられるのか意見が交わされました。

なお、今年の医科系大学教職員懇親会(医大懇)は京都で、12月1日・2日両日の日程で開催される予定です。

## 単組だより 理学部職員組合より

H23年度新年会および退職者送別会

日時: H24年1月18日(水曜日)

場所: キューティパイ倶楽部

参加者: 12名

退職者: 鎌田堯先生(生物学)

柴田次夫先生(地球科学)

内容: 懇親会, 退職者挨拶, 退職記念品料贈呈, 文化講演(天体観測, 北欧旅行記)



理学部職員組合では本年度で退職される両先生の組合への長年の御貢献に感謝すると共に、組合員の相互親睦を図るべく会合を持った。会場は岡山県総合グラウンド内に在り、「洋館さんぽ WEST」の表紙も飾った、1910年建築の旧陸軍社交場を改装したキューティパイ倶楽部。参加者の半数以上がこの歴史的建築の存在を知らず、岡山県が誇る文化財を知る機会にもなった。



両先生からのご挨拶の後、パーティ料理を味わいながら、両先生と理学部や組合の歴史と今後の展望について懇談した。その合間に、藤原連合体副委員長から天体観測に関して、別の組合員から北欧に関する文化講演があった。会の締め括りに大嶋連合体副委員長より退職される両先生のご健勝と組合の今後の益々の発展を期する旨の挨拶があり、参加者全員で記念撮影を行い閉会した。

参加した組合員からは、岡山大学から自転車で10分という立地の良さ、料理の質の高さ、そして何よりも歴史を感じさせつつも寛げる内装とサービスにより、久しぶりにあつという間に過ぎる楽しいひと時を

過ごせたとの評価を得た。本会により理学部職員組合の活動がさらに活性化できたようである。

(理学部、山川純次)

## 単組だより 法文経職員組合より

◇ 法文経職組の本年度の活動についてご報告いたします。



○職員の親睦を深めるため企画として、本年度は、恒例のビール大会に加えて新年会を開催いたしました。

ビール大会は、『ジャズとドンペリの夕べ』と題して、岡山大学の学生によるジャズの生演奏を聴きながら、シャンパンの王者ドンペリで乾杯をしていただくという、例年よりも趣向を凝らした催し物といたしました。照明にも工夫を加え、とても赴きある雰囲気なかで談笑も弾み、大変すばらしい親睦の時間となりました。

新年会は、『新春を寿ぐ(ことほぐ)酒(ささ)の集い』と題して、岡山大学邦楽部の学生による琴と尺八の生演奏を聴きながら、東北地方の銘酒・名物料理に舌鼓を打つという催し物といたしました。この会では照明に工夫を加えるだけでなく、日本美術研究者教員の作品や華道部学生の創作花活(花木オブジェ)を飾るなど、内装にも様々な工夫を凝らすことで、日本の新年を祝うにふさわしい会となりました。

雰囲気溢れる充実した親睦の時間を持つことを通して、今後も組合活動に対する多くの方々のご関心とご助力をいただけますこと、心より祈念しています。

○職員の情報交換・勉強のための企画としては、計4回の教養講座を開催いたしました。ことに最近のご出版がおありの先生には「著書を語る」という企画としてお話いただきました。また、昨今の日本情勢(原発・公務員給与引き下げ問題)に関するご講演も頂戴し、大変充実した時間となりました。お招きした講師と講演題目は、以下です。

6月 青山勳先生(元岡山大学資生研教授、元副学長)「福島原発事故はなぜ起きたか?—原子力発電のしくみと放射線被爆問題」、

10月 松木武彦先生(本学文学部)「『古墳とは何か』を執筆して—新しい古墳像は描けたのか?—」

12月 下定雅弘先生(本学文学部)「陶淵明—生きる喜びを詠い続けた田園詩人—」

3月 藤内和公先生(本学法学部)「岡山大学における労働条件決定の現状と課題」



○本年度の最後の仕事は、当局・組合に対する要望等に関する「法文経職員組合アンケート」(12月に実施)で頂いた意見・要望を取りまとめ、全学・各部局の執行部にしかるべき要求書を提出することです。職員のサービス残業問題・育児休暇を取ることの実際上の難しさなど、単純には数字に表れない問題についての様々な意見が寄せられました。最も関心が高かったのは、給与削減法案についての情報提供・その岡山大学への影響でありましたため、上にご紹介しましたよう、要求書の作成に先立って、法学部の藤内和公先生(労働法がご専門)に、給与削減法案をとくに念頭に置きながら国立大学法人の労働条件の決定方式についてお話しいただきました次第です。

今後ともご意見・ご要望は随時受け付けておりますので、執行委員までご遠慮なくお寄せ頂きたいと存じます。(吾妻聡)

### \*あなたも組合の仲間になりませんか?\*

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させてみませんか? 私たちは、あなたの参加を期待しています。

主な活動: 団体交渉、学長懇談会 研究科長・各部長・病院長と交渉、講演会、学習会の開催、レクリエーション活動、コーラスサークルなど

### \*キャンペーン中です\*

新規加入された方に、組合特製のクリアファイルと5,000円の図書カードを差し上げます。図書カードは、第1回目組合費の自動引き落とし手続き完了後にお渡しします。

まだ未加入の方で、組合に興味をお持ちの方はお知り合いの組合員または組合事務所までご連絡ください。